

国有財産管理関係について

平成 1 8 年 5 月 1 2 日

財 務 省

【財務省】

国有財産管理関係

(純減の取り組みについて)

〔総論〕

1．財務局管財部門においては、これまでも包括的民間委託の推進などにより、積極的に業務の減量・効率化を図ってきたところである。

今般、総人件費改革は政府全体としての重要な課題であるとの認識の下、財務局管財部門の業務について、徹底的な見直しを行い、

業務の見直し・効率化、
更なる民間委託の実施

により、平成18年度から22年度までの5年間で、10%超、181人の大幅な定員の純減を実施することとしたものである(当該5年間の新規増員要求は行わない)。

具体的な削減内容は、国有財産業務全般の見直しを行い、IT化を図ることにより130人、また、定型的な業務を洗い出し、更なる民間委託の実施により51人、を削減するものである。

2．財務局管財部門においては、今後、資産・債務改革に資するため、資産の売却に積極的に取り組むこととしており、今国会において、庁舎等の効率的使用に対する監査機能の強化、国有地の円滑な処分のために行う交換制度の導入などを盛り込んだ国有財産法等が改正されたところ

るである。

今回の 181 人の純減は、今後、資産・債務改革の推進や法改正に伴い新たな業務が増加する中で、財務局管財部門の業務全般について、徹底的な見直しを行った結果であることをご理解いただきたい。

3 . また、財務省として、総人件費改革に資するため、率先してできることは最大限行うということで定員削減に取り組んでおり、上記のような 181 人(10%超) という最大限可能な純減数を最初から提示したものであることをご理解いただきたい。

まずは、国有財産行政の適正な執行を確保しつつ、お示しした純減の方策を確実に実施することに全力を尽くすとともに、今後とも不断の見直しに取り組んでまいります。

〔各 論〕

定型的業務の民間委託に限らず、民間のノウハウを活用し、一層の純減を行うこと。

財務事務所(40か所)、出張所(13か所)のあり方を見直し、統廃合を進めること。

民間のノウハウの活用について

1. 国有財産行政における庁舎等使用調整計画の策定業務などは、財務大臣の総括権行使業務であり、各省庁との調整を行ってそれを実行するためには、財務大臣から総括権の権限委任を受けている財務局管財部の職員が行うことが必要であると考えている。

また、未利用国有地を処理するには、当該未利用国有地が国民共通の貴重な財産であることから、先ず、その時々、社会的要請の強い政策ニーズ(都市計画、福祉、教育、文化、災害対策等)の利用に充てることとしており、各省庁や地方公共団体等との調整、及び個別の政策判断を要する事務であるため、財務局管財部の職員が行うことが必要であると考えている。

2. しかしながら、国民共通の貴重な国有財産を、より有効に活用するためには、民間の知見等を活用することが非常に重要と認識しており、東京23区内の宿舍のあり方について、現在、民間人からなる「国家公務員宿舍の移転・跡地利用に関する有識者会議」を開催し本年6月を目途に議論を取りまとめる予定であり、6月以降は同会議を改組して宿舍だけでなく庁舎を含めた国有財産全般について検討をいただく予定となっている。さらに、今後は庁舎の入替え調整についても、

民間の有識者の方々からなる財政制度等審議会に諮ることとしている。また、一定規模の未利用国有地を処分する際には、従来から各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮り、民間の有識者の方々の意見をいただいている。

このように、今後とも引き続き、民間の知見・ノウハウの活用を図るなど業務の効率化に努めてまいりたい。

財務事務所、出張所の統廃合について

- 1 . 国有財産の管理・処分は、財産の実態把握など極めて現地性の強い業務である。個々の国有財産は全国広い地域に分散して所在し、物納財産の引受けについても全国各地で発生すること等から、地域住民や地方公共団体に身近なところで、第一線の業務を遂行する現地処理機関として、財務事務所や出張所を設置している。
- 2 財務事務所については、国有財産の管理・処分のほか、
地域金融機関（信用金庫・信用組合）の監督業務（日々のモニタリング等）、
地域経済動向調査（県単位の経済活動）、
地方公共団体向け財政融資の貸付審査
など、府県単位の経済活動や地域金融機関・地方公共団体等と密接に関連した業務を遂行しているところであり、財務事務所を統廃合することは、地域住民等の利便性や行政の効率性に反することになり不相当と考える。

3 . 出張所については、旧軍用財産や米軍返還財産等の歴史的経緯や、大規模又は大量の国有財産が集中していること等から、現地に密着した活動が必要とされる特定の地域に限って設置している。現在の出張所はいずれも処理困難な事案（住民との権利関係や境界の不明確な旧軍用財産など）を抱えていること等から、直ちにこれを統廃合することは困難であるが、昭和42年度末に30あった出張所は、現在、半減以下の13にまで見直しを行ってきており、今後とも適正な組織管理に努めてまいりたい。